

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた ガス料金の特別措置について

2020年3月24日

出雲ガスは、昨今の全国的な新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、3月19日に資源エネルギー庁からの要請「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が発出されたことを受け、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度^{※1}の適用を受けたお客さまに対してガス料金の特別措置を実施いたします。特別措置による供給条件の内容は、以下の通りです。

1. 特別措置対象のお客さま

当社とガスの供給をご契約されており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の適用を受けたお客さまで、当社にお申し出いただいた場合に適用いたします。

2. 特別措置の内容

お申し出のあったお客さまの2020年2月（支払期限日^{※2}が3月25日以降となるものに限ります）、3月および4月検針分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ1カ月間延長いたします。

3. 適用開始日

2020年3月25日（水）

※お申し出の受付開始も3月25日（水）といたします。

4. お客さまの問い合わせ先

【電話番号】 0853-21-0267

【受付時間】 平日（月～金） 9:00～17:30

※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付が必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

※2 支払期限日

支払義務発生日（検針日）の翌日から50日目をいいます。

以上